

直 監 第 2 6 2 号
令和5年10月13日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

令和5年度 公の施設の指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、直方市竜王峡キャンプ村の指定管理者監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

令和5年度

指定管理者監査報告書

直方市竜王峡運営協議会

直方市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

2. 監査の対象

(1) 公の施設

直方市竜王峡キャンプ村

(2) 指定管理者

直方市竜王峡運営協議会

(3) 所管課

商工観光課

3. 監査の範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

4. 監査の期間及び実施場所

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 29 日まで

概要聴取 令和 5 年 9 月 19 日（監査委員事務局）

現地調査 令和 5 年 9 月 19 日（直方市竜王峡キャンプ村）

5. 監査の実施方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかについて、指定管理者に
関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査ならびに関
係者からの概要聴取を実施し、現地調査を行った。

○ 監査の着眼点

【指定管理者】

ア 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 管理に係る経費の算定、支出の方法、支出に係る帳簿等の整備及び保存は適正
か。また、料金徴収に係る事務処理手続、領収書等の整備及び保存は適切に行
われているか。

ウ コスト削減を図る管理運営が行われているか。稼働率向上のための対策が適切
に行われているか。

エ 施設の管理等が事業計画に沿って適切に行われているか。

オ 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。

【所管課】

ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。

- イ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- ウ 指定管理業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。
- エ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 指定管理者の概要

1. 直方市竜王峡キャンプ村（以下「竜王峡キャンプ村」という。）の指定管理者に指定されている直方市竜王峡運営協議会の概要は次表のとおりである。

団 体 名	直方市竜王峡運営協議会
団 体 所 在 地	直方市大字上頓野2689番地6
団 体 代 表 者 名	会長 渡辺 克也
団 体 設 立 年 月 日	昭和50年4月1日
目的及び事業内容	【目 的】 北九州国定公園内竜王峡及び上頓野地区の発展を推進し、もって直方市の観光発展に寄与することを目的とする。 【事業内容】 ・ 竜王峡キャンプ村施設の維持管理 ・ 竜王峡キャンプ村の美化整備 ・ 関係機関との連絡調整 ・ その他上頓野地域の発展に関すること

2. 指定管理者の選定

「直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第5条第1項第4号に基づき、非公募による選定である。

《非公募による選定理由》

竜王峡キャンプ村は、上頓野校区自治会を中心に「直方市竜王峡運営協議会」を設立し、40数年間運営主体となったのち、平成19年度からは、指定管理者として管理運営を行ってきた実績がある。また、竜王峡キャンプ村内に私有地を有する地権者との調整・合意形成や、地元住民との信頼・協力関係が確立されており、管理・運営体制が適切である等の理由により、指定管理候補選考委員会は非公募での選定は適当であると判断したのである。

3. 事業計画について

令和4年度事業計画の実施状況を、令和4年度事業報告書及びヒアリングにて確認審査した結果、一部中止をした事業もあったが、概ね適切に事業が遂行されていた。

4. 指定管理者の収支状況（管理業務）

指定管理者は、竜王峡キャンプ村の施設使用料（駐車場収入含む）及び直方市から支払われる指定管理料等をもって運営している。

竜王峡キャンプ村の運営に関する指定管理者の収支状況は次表のとおりである。

指定管理者の収支状況

(単位：円)

収 入	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設使用料	660,700	529,100	0	0	350,000
駐車場収入	896,600	557,100	0	0	550,800
指定管理料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,200,000
繰 越 金	23,331	334,722	209,677	491,174	715,820
宿 泊 税					36,800
雑 収 入	10,008	8	4	6	20,008
収 入 合 計	2,590,639	2,420,930	1,209,681	1,491,180	2,873,428

支 出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 務 費	268,527	124,007	34,625	36,022	67,233
管 理 費	0	90,000	93,000	93,000	93,000
作業委託費	24,200	26,800	0	0	191,062
印 刷 費	0	0	4,059	0	0
保 険 料	29,000	38,750	15,000	11,500	5,920
物品購入費	0	0	33,000	0	1,180
環境整備費	560,000	580,000	0	0	431,100
行 事 費	193,954	194,935	0	30,000	156,290
賃 金	964,550	981,800	468,000	516,750	657,600
光 熱 水 費	71,159	66,668	39,779	34,386	58,702
通 信 費	45,383	37,013	31,044	31,702	35,745
賃 貸 料	75,600	29,160	0	0	29,700
修理保全費	23,544	42,120	0	22,000	84,150
宿 泊 税					36,800
予 備 費	0	0	0	0	0
支 出 合 計	2,255,917	2,211,253	718,507	775,360	1,848,482
収 支 差 額	334,722	209,677	491,174	715,820	1,024,946

5. 施設利用料金及び利用料金収入状況

指定管理者は、地方自治法第 244 の 2 第 8 項及び竜王峡キャンプ村施設条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により、利用料金を自らの収入とすることが認められている。

また、利用料金は、条例第 15 条第 3 項及び竜王峡キャンプ村の管理運営に関する協定書（以下「基本協定」という。）第 12 条第 2 項の規定により指定管理者が市長の承認を得て、条例で定める金額の範囲内で設定できることとなっており、竜王峡キャンプ村施設の利用料金は、条例で定める利用料金より安価な額となっている。

指定管理者が設定している利用料金及び利用料金収入状況については、次表のとおりである。

竜王峡キャンプ村施設利用料金

（単位：円）

区 分			利用料金		
			摘 要	直方市条例	指定管理者
あずまや	12 畳、17 畳	宿 泊	1 泊につき	4,400	4,200
			超過 1 時間毎	300	300
		日帰り	3 時間につき	2,300	2,200
			超過 1 時間毎	730	700
	6 畳	宿 泊	1 泊につき	2,930	2,800
			超過 1 時間毎	200	200
		日帰り	3 時間につき	1,560	1,500
			超過 1 時間毎	520	500
バンガロー	6 畳	宿 泊	1 泊につき	4,400	4,200
			超過 1 時間毎	300	300
		日帰り	3 時間につき	2,300	2,200
			超過 1 時間毎	730	700
	4.5 畳	宿 泊	1 泊につき	2,720	2,600
			超過 1 時間毎	200	200
		日帰り	3 時間につき	1,350	1,300
			超過 1 時間毎	410	400
テントサイト (1 区画)		宿 泊	1 泊につき	620	600
		日帰り	1 回につき	520	500
温水シャワー (1 回)			10 分間	200	200

※ 1 泊とは、午後 5 時から翌日の午前 9 時まで利用する場合をいう。日帰りとは、午前 9 時から午後 5 時まで利用する場合をいう。

※ バンガローについては、1 棟分の利用料金とする。

※ 施設等の使用料は消費税及び地方消費税含む。

※ テントサイトの日帰りは、時間の制限を設けていない。

※ 宿泊者 1 人/1 泊につき 200 円の宿泊税（別途徴収）。

区 分		利用料金		
		摘 要	直方市条例	指定管理者
大 型 自 動 車	宿 泊	1 泊 1 台分の料金	830	800
	日帰り	1 回 1 台分の料金	520	500
普 通 自 動 車	宿 泊	1 泊 1 台分の料金	520	500
	日帰り	1 回 1 台分の料金	300	300
原動機付自転車 自 動 二 輪 車	宿 泊	1 泊 1 台分の料金	200	200
	日帰り	1 回 1 台分の料金	100	100

竜王峡キャンプ村利用料金収入の状況

（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
バンガロー （宿 泊） （うち宿泊税）	357,600	293,700	新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため閉村		189,400 (36,800)
バンガロー （日帰り）	103,060	113,400			57,500
テ ン ト サ イ ト	122,200	145,700			94,900
駐 車 場	896,600	558,100			550,800
そ の 他 (毛布・シャワー等)	47,400	22,800			15,000
合 計 (うち宿泊税)	1,526,860	1,133,700			907,600 (36,800)

※令和 2 年度および令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉村していたために、施設の利用料金収入は無い。

6. 運営目標について

令和元年度と 3 年ぶりに開村した令和 4 年度を比較すると、全体で 262,900 円（減率 23.19%）減少している（宿泊税を除く）。特にバンガローの宿泊利用料金収入が 141,100 円（減率 48.04%）と大幅に減少し、年間利用料金収入 32,000 円増加の目標には届かなかった。

竜王峡キャンプ村の利用は、天候によって利用者数が変動しやすく、特に土曜日、日曜日の天候が収入に大きく影響している。また、新型コロナウイルス感染症や宿泊税の導入等により団体での利用減少の影響とも考えられているようである。

7. 施設の概要

(1) 施設の概要は次表のとおりである。

施 設 名 称	直方市竜王峡キャンプ村
設 置 目 的	市の豊かな自然を代表する福智山ろくの竜王峡の溪谷を利用して、森林浴や水遊びなどを通じて自然を体験し、市民へ憩いの場を提供する。
所 在 地	直方市大字上頓野184番地1
竣 工 年 月 日	開設は昭和30年代以前。昭和36年～37年頃に市の管理となり、平成19年4月より指定管理制度へ移行した。 バンガローの改築は平成15年ごろまで順次改築済み。 平成30年度木道の施工。
建 物 概 要	管理棟1棟、東屋2棟、バンガロー17棟 トイレ、炊事場2棟 総面積 6,865㎡(うち駐車場 3,289㎡)
開 館 時 間	海の日直前の金曜日～9月1日 午前8時30分から午後5時まで
休 館 日	なし
業 務 内 容	竜王峡キャンプ村の宿泊施設及び駐車場等の施設使用料の収受、予約の受付管理、施設の維持管理、利用促進、開村に向けた環境整備、清掃等
所 管 課	商工観光課

(2) 竜王峡キャンプ村の利用者状況は次表のとおりである。

竜王峡キャンプ村利用者状況

(単位：件)

施設 年度	バンガロー (宿泊)	バンガロー (日帰り)	テ ン ト サ イ ト	シャワー ゴザ・毛布	駐車場 (台数)
令和元年度	82件	47件	180件	114件	1,665件
令和2年度	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため閉村				
令和3年度					
令和4年度	49件	25件	176件	75件	1,792件
対元年度増減	△33件	△22件	△4件	△39件	127件
対元年度比	△40.24%	△46.81%	△2.22%	△34.21%	7.63%

令和元年度と比較するとバンガローの利用が半減しているが、テントサイトの利用はコロナ禍以前の水準まで回復している。また、近年ではバンガローに比べテントサイトの利用、特に日帰りの利用が多い傾向にある。

令和4年度の駐車場利用件数は1,792件（対令和元年度比127件、7.63%増）であり、令和元年度と比べ微増している。

第3 監査の結果

1. 【指定管理者】

出納管理について

電話及び電灯の支払いにおいて、通帳引き落としとなっているが、それに符合する請求書等が保管されていない。

基本協定第22条に「受注者は、管理業務に関する書類を管理業務終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。」と定められているため、経理に関する通知等の書類の保管について、規定に沿った事務処理をされたい。

2. 【共通】

(1) 利用の申請及び許可について

竜王峡キャンプ村の利用に際し、直方市竜王峡キャンプ村施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）で定められている様式が使用されておらず、許可証が交付されていない。

また、同キャンプ村のパンフレットに、子ども会などに対する使用料の減額の記載があるが、日報の集計は減額の計算処理には対応しておらず、予約受付の記載も電話での担当者の聞き取りのため、子ども会などの団体が利用したかどうかの確認が取れない状況となっている。

施行規則第2条に「利用の許可を受けようとする者は、竜王峡キャンプ村利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により申請しなければならない。」とあり、第3条に「申請書が提出されたときは、必要な事項を審査の上、竜王峡キャンプ村利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。」とあるため、定められた様式を使用して施設利用の事務処理をされたい。

使用料の減額については、施行規則第5条2号に「学校教育又は社会教育の目的で利用する場合であって、指定管理者が必要があると認めるとき。施設料金の10%を免除」と記載されていることから、規則に沿った運用を行う必要がある。指定管理者と所管課との協議のうえ、今後の施設利用の手続きについて検討されたい。

(2) 利用料金について

指定管理者指定申請書の事業計画書において、「書類番号1-2」に記載されたテントサイトの使用料に日帰りの記載が無く、「書類番号1-3」に記載された収益見込の表の、各年の合計額と差額が誤っている。

直方市竜王峡キャンプ村施設条例別表にはテントサイトの日帰りの使用料が定められているため、事業計画書やパンフレットにも金額に記載が必要である。

当書類は、指定管理候補者選定の際に提出された重要な文書であり、作成の際には記載誤りの無いように留意されたい。また所管課においても、書類を収受した際には内容を十分確認されたい。

(3) 事業報告書について

事業報告書として、令和5年6月23日付で直方市竜王峡運営協議会総会資料が提出されているが、提出期限を過ぎている。(文書No.直商第386号) また、直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則に定められた様式が使用されておらず、基本協定第13条に定められている「キャンプ村の利用実績」の記載も見当たらない。

直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条に、「指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設の管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」とあるため、事業報告書は指定された期限内に提出されたい。また、同条例施行規則第4条様式3号として定められた事業報告書の様式を使用し、基本協定第13条に記載された事項についても漏れなく記載されたい。

提出された事業報告書を収受した所管課は、同課長までの供覧で処理されているが、直方市事務代決及び専決規則別表第1総務関係2の「報告」として事務処理を行い、「比較的重要なもの」として所管部長までの報告が必要と思われる。今後、報告書の事務処理について検討されたい。

(4) 管理経費について

ア 基本協定の運営業務仕様書で、4.管理運営業務(3)オで管理報告書を作成すること、カで事業実施報告書(月報)等を備え付け書類とすることが定められているが、報告書の実績は確認できなかった。

これらの報告書は、発注者への業務報告であるため、受注者は規定に基づき作成し、報告書が所管課に提出された際には、文書管理システムでの収受の処理が必要と思われる。今後、規定に沿った事務処理をされたい。

イ 令和4年度の決算書を確認すると、コロナ禍の閉村期間(令和2年度～3年度)を含む繰越金が、年々増加している。さらに、令和4年度は宿泊税の導入もあって、管理経費の人件費分20万円を増額されている。

基本協定第11条5項に両者の協議事項の記載があるものの、別表1竜王峡キャンプ村の管理運営業務の実施に伴うリスク分担表には、指定管理者の費用増、収入減等の場合に協議するように記載されている。しかし、指定管理者が実施する事業を感染症の拡大や自然災害などにより廃止・縮小した場合や社会経済情勢の大幅な変動があった場合の精算規定(直方市指定管理者制度導入に係る指針2・(9)・②)を基本協定に反映させるべきと考える。

(5) 管理備品について

財産台帳において、登録が鉛筆書きとなっているもの(一輪車)や、指定管理料で購入されているが登録されていないもの(パソコン)があった。この2点の備品は、基本協定の別表2管理物件(2)管理備品にも掲載されていなかった。

基本協定の「備品管理に関する特記事項」の第2に、「管理備品を、財産台帳に記帳し管理しなければならない」とあり、基本協定の別表2にも品目等が記載されてい

るため、備品について漏れの無いように記載し、適正な管理をされたい。

まとめ

以上が竜王峡キャンプ村に関する指定管理者監査の結果である。

直方市竜王峡運営協議会は、地元自治会、自主防災会と協働して、地元住民を中心とし、竜王峡キャンプ村のきめ細かな管理体制・運營業務にあたられている。

竜王峡キャンプ村としての開村期間は短いものの、開村前の準備作業として、草刈りや杉木立、遊歩道の整備、竜王峡キャンプ村内に私有地を有する地権者との災害・有事の際の連絡体制も確立されている。閉村期間においても、施設の周辺整備や施設内の総点検及び点検に基づく危険個所の整備等が必要である。直方市竜王峡運営協議会をはじめ、地元住民・市民ボランティアの皆さんのご協力を得て、竜王峡キャンプ村周辺の維持管理を行うことで、豊かな自然が守られていると思われる。

また、竜王峡キャンプ村の認知度向上のため、地元の竹林伐採を活かした「竹灯籠まつり」、「ヤマメの放流」の事業を実施し、「ヤマメの掴み取り」の取組をされている。備品や消耗品等の購入の際に出費を抑えるなど経営改善にも取り組まれている。

開村期間は天候の影響による利用者数の増減はあるものの、令和 4 年度については、全体で 262,900 円（減率 23.19%）減少しており、特にバンガローの宿泊利用料金収入が 141,100 円（減率 48.04%）と大幅に減少している。近年ではバンガローに比べテントサイトの利用、特に日帰りの利用が多い傾向となっている。

キャンプ需要の増加に伴い、現在の竜王峡キャンプ村の利用傾向と併せて、利用者目線での開村期間、受付時間等を総合的に検討する必要があると考える。

直方市観光基本計画の市民意識調査（令和3年9月～10月）にあるように、竜王峡キャンプ村に対する印象は、「未利用のためわからない」53.5%「改善が必要だ」15.7%となっている。竜王峡キャンプ村管理運營業務仕様書の中にリーフレット（パンフレット）・ポスターの作成とある。リーフレットの作成の際にも市民意識調査を念頭に取り組みたい。竜王峡キャンプ村の運営については指定管理業務であることから、基本協定の規定に基づき適正な処理に努められるよう望むものである。

本制度は、民間事業者等のノウハウの活用により、質の高いサービスの提供を期待するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものである。制度の運用にあたっては、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、導入の効果を再検証し、問題点を改善していく取り組みが必要である。

今後も引き続き利用者のニーズに応えながら、市民の憩いの場としての溪谷キャンプ場を直方市の観光資源として効果的に活用していただくよう切に望むものである。